

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人南山会（以下「法人」という。）の定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第 8 条及び第 21 条に定めるとおり、常勤の理事に対しては、職員給与を支給し報酬等は支払わない。非常勤の役員及び評議員に対しては、会議その他の行事等に出席したときは、職務遂行の対価として日当 6000 円を現金にて支給する。

2 前項の支払いに対し法令で定める源泉徴収を行うものとする。

(報酬等の額の算定)

第4条 前条における報酬等の額を変更する場合は、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けて行う。

(費用)

第5条 非常勤役員及び評議員が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。又業務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第 6 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成 29 年 6 月 1 日より施行する。